装官会第１５１４号
２７．１０．１
一部改正　装官会第５９２２号
２９．４．２７
一部改正　装官総第４８０４号
令和３年３月３１日
一部改正　装官会第６７３１号
令和３年４月２６日

長官官房総務官
長官官房人事官
長官官房会計官
長官官房監察監査・評価官　殿
長官官房各装備開発官
長官官房艦船設計官
各部長
施設等機関の長

防衛装備庁長官
（公印省略）

会計機関の代行機関の設置について（通達）

標記について、別紙のとおり定めたので通達する。

添付書類：別紙

別表

歳入徴収官等の代行機関

部局	歳入徴収官の代行機関	歳入徴収官代理の代行機関	事務の範囲
防衛装備庁	防衛装備庁長官官房会計官付会計管理官	防衛装備庁長官官房会計官付会計管理官	防衛装備庁に係る防衛省主管一般会計歳入の徴収に関する事務のうち、次に掲げる歳入の徴収に関する事務 １　⑴　公務員宿舎貸付料、小切手支払未済金収入及び防衛省職員等給食費受入 ⑵　建物及物件貸付料、機械貸付料、受託調査及び試験収入、弁償及び違約金、返納金、不用物品売払代、延滞金及び雑収で１件の金額が２０万円未満のもの ２　上記歳入金に係る債権の管理に関する事務

支出負担行為担当官等の代行機関

部局	支出負担行為担当官（長官官房会計官付経理室長）の代行機関	支出負担行為担当官（長官官房会計官付経理室長）代理の代行機関	事務の範囲
防衛装備庁	防衛装備庁長官官房会計官付経理室経理補佐官	防衛装備庁長官官房会計官付経理室経理補佐官	防衛装備庁の所掌に属する防衛省所管一般会計の歳出予算に基づく支出負担行為に関する事務のうち、次の各号に掲げる事務 ⑴　諸謝金 ⑵　予定価格が６０万円をこえない物品の購入又は製造に係る契約

			⑶　予定価格が６０万円をこえない印刷製本及び定期刊行物に係る契約 ⑷　予定価格が６０万円をこえない借料及び損料に係る契約 ⑸　予定価格が６０万円をこえない雑役務に係る契約 ⑹　予定価格が６０万円をこえない工事に係る契約 ⑺　予定価格が２０万円をこえない物品の修理に係る契約 ⑻　電気事業者、ガス事業者及び水道事業者から電気ガス又は水の供給を受ける場合の契約 ⑼　電気通信事業者又は日本放送協会から役務の提供を受ける場合の契約 ⑽　自動車損害賠償責任保険料、自動車損害賠償責任再保険車両賦課金及び自動車重量税 ⑾　郵便料
	防衛装備庁長官官房会計官付支出班長	防衛装備庁長官官房会計官付支出班長	防衛装備庁の所掌に属する防衛省所管一般会計の歳出予算に基づく支出負担行為に関する事務のうち、次の各号に掲げる事務 ⑴　職員に支給する退職手当 ⑵　職員及び委員等に支給する旅費 ⑶　公務災害補償費 ⑷　国家公務員共済組合負担金 ⑸　賠償償還及び払戻金のうち小切手支払未済償還金 ⑹　資金前渡官吏の資金交付に係る事務
防衛装備庁の各支所	当該支所の業務班長	当該支所の業務班長	防衛装備庁の所掌に属する防衛省所管一般会計の歳出予算に基づく支出負担行為に関する事務のうち、次の各号に掲げる事務 ⑴　当該支所の職員に支給する児童手

			当 ⑵　当該支所の定員外職員に支給する賃金、児童手当及び退職手当 ⑶　当該支所の職員及び委員等に支給する旅費

分任支出負担行為担当官等の代行機関

部局	分任支出負担行為担当官の代行機関	分任支出負担行為担当官代理の代行機関	事務の範囲
防衛装備庁の各研究所	当該研究所の総務課課長補佐（会計）（ただし、航空装備研究所にあっては管理部会計課課長補佐）	当該研究所の総務課課長補佐（会計）（ただし、航空装備研究所にあっては管理部会計課課長補佐）	当該研究所の分掌に係る防衛省所管一般会計の歳出予算に基づく支出負担行為に関する事務のうち、次の各号に掲げる事務 ⑴　職員に支給する児童手当 ⑵　定員外職員に支給する賃金、児童手当及び退職手当 ⑶　職員及び委員等に支給する旅費 ⑷　諸謝金 ⑸　公務災害補償費 ⑹　予定価格が６０万円をこえない物品の購入又は製造に係る契約 ⑺　予定価格が６０万円をこえない印刷製本及び定期刊行物に係る契約 ⑻　予定価格が６０万円をこえない借料及び損料に係る契約 ⑼　予定価格が６０万円をこえない雑役務に係る契約 ⑽　予定価格が６０万円をこえない工事に係る契約 ⑾　予定価格が２０万円をこえない物品の修理に係る契約 ⑿　電気事業者、ガス事業者及び水道事業者から電気ガス又は水の供給を受ける場合の契約

			⑬　電気通信事業者から役務の提供を受ける場合の契約 ⑭　自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税 ⑮　郵便料 ⑯　資金前渡官吏の資金交付に係る事務
防衛装備庁の各試験場	当該試験場の業務班長	当該試験場の業務班長	当該試験場の分掌に係る防衛省所管一般会計の歳出予算に基づく支出負担行為に関する事務のうち、次の各号に掲げる事務 ⑴　職員に支給する児童手当 ⑵　定員外職員に支給する賃金、児童手当及び退職手当 ⑶　職員及び委員等に支給する旅費 ⑷　諸謝金 ⑸　公務災害補償費 ⑹　予定価格が６０万円をこえない物品の購入又は製造に係る契約 ⑺　予定価格が６０万円をこえない印刷製本及び定期刊行物に係る契約 ⑻　予定価格が６０万円をこえない借料及び損料に係る契約 ⑼　予定価格が６０万円をこえない雑役務に係る契約 ⑽　予定価格が６０万円をこえない工事に係る契約 ⑾　予定価格が２０万円をこえない物品の修理に係る契約 ⑿　電気事業者、ガス事業者及び水道事業者から電気ガス又は水の供給を受ける場合の契約 ⒀　電気通信事業者から役務の提供を受ける場合の契約 ⒁　自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税

			⑮　郵便料 ⑯　資金前渡官吏の資金交付に係る事務

契約担当官等の代行機関

部局	契約担当官の代行機関	契約担当官代理の代行機関	事務の範囲
防衛装備庁	防衛装備庁長官官房会計官付経理室経理補佐官	防衛装備庁長官官房会計官付経理室経理補佐官	防衛装備庁の所掌に係る歳入の原因となる契約（防衛装備庁受託試験研究規則（昭和３３年総理府令第２８号）第３条に規定する契約を除く。）のうち１件の予定価格が２０万円をこえないものに関する事務
防衛装備庁の各研究所	当該研究所の総務課課長補佐（会計）（ただし、航空装備研究所にあっては管理部会計課課長補佐）	当該研究所の総務課課長補佐（会計）（ただし、航空装備研究所にあっては管理部会計課課長補佐）	当該研究所の所掌に係る歳入の原因となる契約のうち１件の予定価格が２０万円をこえないものに関する事務

官署支出官等の代行機関

部局	官署支出官の代行機関	官署支出官代理の代行機関	事務の範囲
防衛装備庁	防衛装備庁長官官房会計官付予算・決算班長	防衛装備庁長官官房会計官付予算・決算班長	支出負担行為担当官（長官官房会計官付経理室長）の代行機関（長官官房会計官付経理室経理補佐官又は長官官房会計官付支出班長）が支出負担行為しようとするものの確認事務
	防衛装備庁長官官房会計官付会計管理官	防衛装備庁長官官房会計官付会計管理官	１　支出負担行為担当官（長官官房会計官付経理室長）の代行機関（長官官房会計官付経理室経理補佐官又は長官官房会計官付支出班長）が支出負担行為したものに係る支出に関

			する事務 2　上記支出に係る返納金の債権の管理に関する事務
防衛装備庁の各研究所	当該研究所の総務課長（ただし、航空装備研究所にあっては管理部会計課長）	当該研究所の総務課長（ただし、航空装備研究所にあっては管理部会計課長）	1　当該研究所の分任支出負担行為担当官の代行機関が支出負担行為したものに係る支出に関する事務 2　上記支出に係る返納金の債権の管理に関する事務
防衛装備庁の各試験場	当該試験場の副場長	当該試験場の副場長	1　当該試験場の分任支出負担行為担当官の代行機関が支出負担行為したものに係る支出に関する事務 2　上記支出に係る返納金の債権の管理に関する事務
防衛装備庁の各支所	当該支所の業務班長	当該支所の業務班長	1　支出負担行為担当官（長官官房会計官付経理室長）の代行機関（当該支所の業務班長）が支出負担行為しようとするものの確認事務及び支出負担行為したものに係る支出に関する事務 2　上記支出に係る返納金の債権の管理に関する事務